

# 十和田湖増殖漁業協同組合農内共第1号 第5種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、十和田湖増殖漁業協同組合(以下「組合」という。)が農内共第1号により免許を受けた第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(ひめます、こい、ふな、さくらます及びえびをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請して、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣又はさお釣による遊漁の場合には口頭により、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書の提出により、行なわなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又はさお釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、せんを使用してする漁法による遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 前項により承認を受けた者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合又は漁場監視員に納付しなければならない。

## (漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表右欄の漁具・漁法の統数の範囲内でなければならない。

魚 種	漁具 ・ 漁法の統数
ひめます、こい、 ふな、さくらます	手釣、さお釣 1人当り2本
えび	せん 1人当り10箇

- 2 こい及びふなを対象とする遊漁には、船舶を使用してはならない。

## (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表右欄に掲げる期間以外を行うことはできない。

魚 種	期 間	
こい、ふな	7月21日から9月30日まで	
ひめます	船釣	10月1日から12月31日まで及び 翌年4月1日から6月20日まで並び に7月11日から7月20日まで
	岸釣	10月1日から翌年6月20日まで及 び7月11日から7月20日まで
さくらます	6月1日から6月20日まで及び 12月1日から翌年2月末日まで	

(遊漁区域)

第5条 遊漁のできる漁場の区域(以下「遊漁区域」という。)は、次に掲げる区域とする。

- 一 湖の東側においては、青森県上北郡十和田湖町大疊石に組合が建設した標柱(正西方向)から同町宇樽部キャンプ場に組合が建設した標柱(正北方向)までの湖岸及び沖合い300m以内の区域
- 二 湖の西側においては、青森県上北郡十和田湖町御前ヶ浜に組合が建設した標柱(正西方向)から秋田県鹿角郡小坂町ムジシに組合が建設した標柱(正南方向)までの湖岸及び沖合い300m以内の区域

(禁止区域)

第6条 前条で定める遊漁区域以外の区域は、遊漁禁止区域とする。ただし、前条で定める遊漁区域のうち、次の表の左欄に掲げる区域内においては、同表右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
秋田県鹿角郡小坂町一夜島突端と同町 金木森突端を結んだ直線以南の区域	10月1日から 10月31日まで

(尾数等の制限)

第7条 ひめます及びさくらますの遊漁については、次の各号に掲げる制限をする。

- 一 1人1日当りの採捕尾数は、20尾以内とする
  - 二 全長15cm以下のものは、採捕してはならない
- 2 遊漁時間は日出から日没までとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次の各号に定めるとおりとする。

一 手釣又はさお釣による遊漁の場合

魚 種	遊 漁 料	
こい・ふな	1日	200円
	1年	2,000円
ひめます・さくらます	船釣	1日 2,000円
	岸釣	1日 1,000円
ただし、遊漁者が、未就学の幼児のときは無料、小中学生徒又は肢体不自由者のときはこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。		

二 せんを使用してする遊漁の場合

魚 種	遊 漁 料	
えび	1日	1,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において、又は漁場監視員に納付しなければならない。

十和田湖増殖漁業協同組合事務

青森県上北郡十和田湖町大字奥瀬字十和田16番地

十和田湖増殖漁業協同組合字樽部矩鱒販売所

青森県上北郡十和田湖町大字奥瀬字十和田16番地

十和田湖増殖漁業協同組合大川岱矩鱒販売所

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱64

十和田湖ふ化場

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字生出無番地

マリンプルー

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字十和田国有林81口八林

民宿字樽部荘

青森県上北郡十和田湖町大字奥瀬字十和田16番地

十和田湖モーターボート

青森県上北郡十和田湖町大字奥瀬字十和田16番地

滝ノ沢キャンプ場

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字滝ノ沢

レークサイド山の家

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字銀山1の7

東北つばめ石油販売(株)十和田湖畔SS

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字休平64の6

民宿いずみ荘

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱43の3

根岸屋食堂

青森県上北郡十和田湖町大字奥瀬字十和田16番地

招仙閣

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字銀山12の3

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して、漁場監視員が次条第1項の指示を行った場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際して、他の遊漁者と適当な距離を保つとともに、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

遊 漁 承 認 証

No.

遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者

住 所

氏 名

年 齡

承 認 期 間

魚 種

漁 具 ・ 漁 法

遊 漁 区 域

遊 漁 料

発 行 者

十和田湖増殖漁業協同組合



漁 場 監 視 員 証

No.

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

氏 名

年 齡

住 所

有 効 期 間

発 行 者

十和田湖増殖漁業協同組合

